

## 萩市観光タクシー利用促進補助金交付要綱

令和3年1月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光タクシーを利用した観光客等の市内観光周遊を促進し、もって地域経済における消費を喚起するため、観光客等が観光タクシーを手配して旅行した際の運賃に対し、萩市観光タクシー利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 観光タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 観光タクシー 観光タクシー事業者が一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる旅行(以下「補助対象事業」という。)は、市内に営業所を置く観光タクシー事業者の観光タクシーを利用して行うものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、前条の補助対象事業を行う観光タクシー事業者等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業の催行に要した観光タクシーの利用料金とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、利用料金の2分の1とし、普通タクシー及び大型タクシーは1回あたり1台につき5,000円、ジャンボタクシーは1回あたり1台につき10,000円を上限とする。

(申請)

第7条 補助対象事業への参画を希望する補助対象事業者(以下「申請者」という。)は、登録申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請時点でのコース(任意様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第8条 市長は、前条の規定する申請があったときは、その内容を速やかに審査し、対象事業者を登録する場合には、事業者登録完了通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第9条 申請者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに事業変更（中止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更による場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、登録事業の内容を変更し、又は取り消したときは、事業変更（取消）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日以内、又は、令和3年3月25日までのいずれか早い時期に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）萩市観光タクシー利用促進補助金請求書（別記第5号様式）
- （2）萩市観光タクシー利用促進補助金実績報告書（別記第6号様式）
- （3）その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 市長は前条による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）本要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助条件に違反したとき。
- （3）登録申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- （4）補助対象事業を中止又は廃止したとき。

（補助金の経理等）

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。